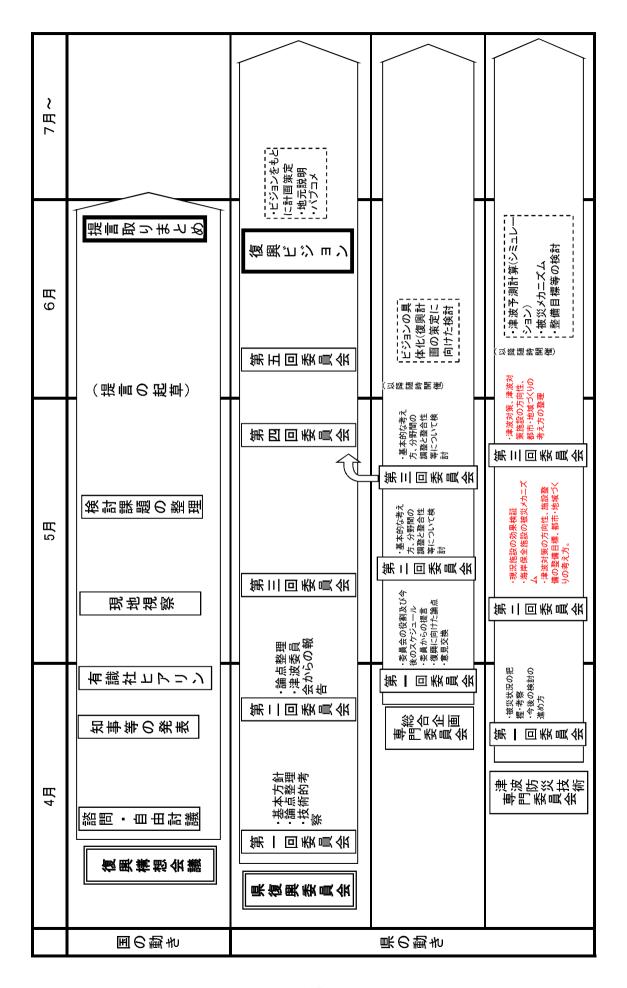
2. 取組み状況について

(1) 復興計画策定に向けた国・県の動き



(2) 東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針

東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針

平成 23 年 4 月 11 日

岩 手 県

東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針

1 趣旨

!

東日本大震災津波からの復興に向けて、緊急的に取り組む内容や、復興への地域 の未来の設計図となる復興ビジョン及び復興計画の策定など、県として取り組む基 本的な方針を明らかにするものです。!

2 基本方針を貫く二つの原則

基本方針を貫く二つの原則を掲げ、この原則のもとに取組を進めていきます。!

- ○!被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福 追求権を保障する!
- ○!犠牲者の故郷への思いを継承する

3 緊急的に取り組む内容

行方不明者の捜索や被災者への生活支援、県民生活の回復を最優先課題とし、緊 急的に取り組む内容は、以下のとおりです。!

- (1) 県の取組事項
 - 〇 行方不明者の捜索!
 - 被災者の生活支援!
 - ・!避難所の運営支援!
 - ・ 内陸部への一時避難!
 - ・! 応急仮設住宅の建設 等!
 - 〇!ライフライン等の復旧
 - ・!電気・ガス、水道、交通・通信網などの早期復旧!
 - ・!日常生活に必要な物資の安定供給!
 - ·!燃料の確保 等!
 - 〇!被害市町村に対する人的支援!
 - •!行政機能回復支援!
 - ・!応急措置支援 等!
 - 〇!保健医療提供体制の整備!
 - ・!救援医療体制の整備!
 - ・!医薬品等の提供!

!

- ・!医療介護等従事者の派遣!
- ・!被災者の感染症予防等保健・衛生対策!
- ・!高齢者等要援護者の支援等!

〇!災害廃棄物(がれき)の処理!

Ţ

・!市街地や湾内などのがれき等の災害廃棄物の早期処理!

〇!産業 · 雇用の復興に向けた基盤構築!

- ・!被災企業への金融支援!
- ・ 中小企業者への相談体制の整備!
- ・ |雇用対策基金による被災地における雇用の維持 等|

〇!水産業等の復興に向けた基本機能の早期復旧!

- ・!農林水産業施設等の被害実態調査・応急対応!
- ・ 漁業協同組合機能の早期回復支援!
- ・!生産基盤を失った生産者への支援 等!

〇!公共土木施設等の早期復旧!

- ・!被災状況の実態調査!
- ・!道路や港湾、汚水処理施設等の公共土木施設等の応急対応 等!

〇!教育環境の復旧!

- ・!被災地域における学校の再開!
- ・!被災地の児童・生徒の心のケア支援等 等!

(2) 国への要望事項

- 〇 被災者の速やかな救出と救援の強化
- 〇 ライフライン等の復旧
- !・!ガソリン等の生活関連物資の安定的供給!
 - ・!県民生活への総合的支援!
 - ・!地域安全対策の強化 等!
- 被災市町村に対する人的・財政的支援
- 〇 医療■福祉
 - ・!医療体制の確保と医療施設や社会福祉施設等の早期復旧!
 - ・!被災地を対象とした地域医療再生臨時特定交付金制度の創設!
 - ・!避難所への医薬品の提供支援 等!

〇 災害廃棄物

・!災害廃棄物(がれき)の早期処理と全面的な支援の確保!

〇 地域産業

- ・!産業施設の早期復旧と事業継続支援
- ・ 仮設工場の整備・貸与、民間貸工場入居に対する家賃補助!
- ・ 当面の資金繰り支援と特別な融資制度(無利子・利子補給)の創設!
- ・ 被災した地域産業の事業継続のための大型補助制度の創設 等!

〇 水産業等

!

- ・!漁業と流通・加工業の一体的な再建!
- ・ 漁業者等の生活補償等!
- ・ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開!

- ・!水産基盤施設等の復旧・復興!
- ・!農地の復旧や畜産被害に関する緊急対策!!
- ・ | 木材の緊急的な流通対策 等 |
- 〇 道路、港湾等の公共土木施設の早期復旧の支援
- 〇 文教環境の復旧!

Ţ

- ・ 被災学校に対する支援!
- ・ 避難所における教育の確保!
- ・ 生活基盤を失うおそれのある児童生徒への支援 等!
- 〇 災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充

4 復興ビジョンと復興計画の策定

(1) 策定の趣旨

復興ビジョン及び復興計画は、今後の復興に当たって、様々な分野の取組を総合的かつ効果的に行うとともに、国・県・市町村はもとより、県民、企業、OQPなど地域社会のあらゆる構成主体が一体となって取り組むための指針として策定するものです。!

(2) 復興ビジョンと復興計画

- ○!「復興ビジョン」は、復興に向けての基本理念や取組内容のあらまし等について定めるものです。!
- ○!「復興計画」は、具体的に取り組む施策や事業、工程表等について定めるも のです。
- ○!復興ビジョン及び復興計画は、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」(以下「委員会」という。)の意見を基に、専門家・研究者の提言や、関係市町村、被災者をはじめとした県民等の意見も踏まえながら、策定します。
- ○!復興にはある程度の期間を要することから、復興ビジョン及び復興計画の期間は、中長期なものを想定していますが、委員会の意見も踏まえ、今後、定めていきます。!

(3) 復興に向けて取り組む内容!

復興に向けて取り組む内容については、次のように想定していますが、具体的 内容については、委員会の意見を踏まえて定めていきます。また、項目の追加や 変更もあるものです。

① 市町村行政機能の支援!

- ・ 被災市町村における復興計画策定支援!
- ・ 被災者の生活再建の支援!
- 復興段階を考慮した被災者向け住宅の供給!
- ・ 地域コミュニティの維持・再生の支援 等!

② まちづくり!

ハード、ソフトの両面からの災害に強いまちづくりの推進!

-19-

- ・ 故郷への思いを生かしたまちづくりの推進!
- ・ 防災を考慮したインフラの復旧と整備!
- ・ 地域と地域を結ぶ広域的な道路ネットワーク形成!等!

③ 水産業等!

Ţ

- ・ 漁業協同組合機能の回復!
- ・ 水産施設(個人施設を含む)の再建と漁業・流通・加工業の再構築!
- ・ 農林業の生産基盤の再生!等!

4 学校 教育!

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった「学びの場」の再生
- ・ 児童生徒の心のケアへの対応
- ・ 学校・地域における文化・スポーツ活動の再始動 等

⑤ 医療・福祉!

- ・ まちづくりと連動した保健医療福祉体制の整備!
- ・ 福祉コミュニティの再構築!
- ・ 被災者の心のケアへの対応 等!

⑥ 経済産業 層用!

- ・ 事業所再建と地域産業の事業継続支援
- ・ 各地域の特色あるものづくり産業の復興と経済産業の基盤構築
- ・ 科学技術振興やベンチャー支援などによる新産業創出
- ・ 被災等による離職者の雇用の確保!等

⑦ 観光!

- ・ 観光施設等の再生!
- ・ 風評被害への対応!
- ・ 新たな観光資源の開発!
- ・ 復興のアピールと賑わいの回復!等!

5 復興に向けた体制整備

- ○!震災から復興に向けた取組を加速させるため、県庁内に専担組織を設置します。!
- 全県的に必要な行政サービスに配慮しながら、復興事業へのシフトと重点化を 図っていきます。

6 国との連携

ļ

○ 本県を始め、東北地方の復興は、日本全体の繁栄に結び付くものと考えます。 このため、国には、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取組に対 する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施も含め、国家プロジェク トとして主体的に取り組むことを期待するものです。

岩手県における「復興ビジョン」等の策定スケジュール

岩手県知事 達増 拓也

- 4月 〇 「東日本大地震津波からの復興に向けた基本方針」の決定(4月11日)
 - 〇 「『がんばろう!岩手』宣言」の発表(同上)
 - 〇 第1回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催(同上)
 - 復興委員会委員による現地調査の実施(4月14.15日)
 - · 第1回津波防災技術専門委員会の開催(4月22日)
 - 第2回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催(4月26日)
 - ・ 第1回総合企画専門委員会の開催(4月30日)
- 5月 ・ 第2回津波防災技術専門委員会の開催(5月8日)
 - 第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催(5月13日)
 - ・ 第2回総合企画専門委員会の開催(5月16日)
 - 〇 被災市町村からの意見聴取
 - 〇 各界の専門家等からの提言等聴取
 - 第3回津波防災技術専門委員会の開催(5月中旬)
 - ・ 第3回総合企画専門委員会の開催(5月中旬)
 - 〇 第4回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催(5月下旬)
- 6月 第5回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催(6月上旬)
 - 〇 「復興ビジョン」(案)の策定
 - 〇 6月定例県議会 説明
- 7月 パブリックコメントの実施
 - 〇 地域説明会の実施
- 8月 具体的に取り組む施策等を盛り込んだ「復興計画」(案)の策定
 - 〇 「復興ビジョン」(案)等に基づき国に予算要望
- 9月 〇 9月定例県議会 説明
 - 〇 「復興ビジョン」の策定
 - 〇「復興計画」の策定
- ※ 上記のスケジュールは、現時点での予定であり変更となる場合がある。
- ※ 7月以降も随時、復興委員会の開催を予定。

三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から!! 〈岩手県〉

〇 被災地の特徴

岩手県の沿岸地域は、南北に**約220km**にも及び都市間距離も長いほか、内陸部との距離も**盛岡~宮古間で約100km**となっているなど、自然災害発生時における救急活動や物資の輸送、避難時には、非常に大きな不安を抱えている地域。

〇 高規格幹線道路等が果たした役割

今回の地震津波災害では、沿岸部の基幹道路である国道 45 号が各地で寸断された一方で、3月5日に開通した「釜石山田道路」をはじめとする「三陸縦貫自動車道」や「東北横断自動車道釜石秋田線(仙人峠道路)」については損傷がほとんどなく、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能したほか、地域住民の避難路としても利用され、まさに「命の道路」であることを痛感。

〇 岩手県の高規格幹線道路等の整備状況

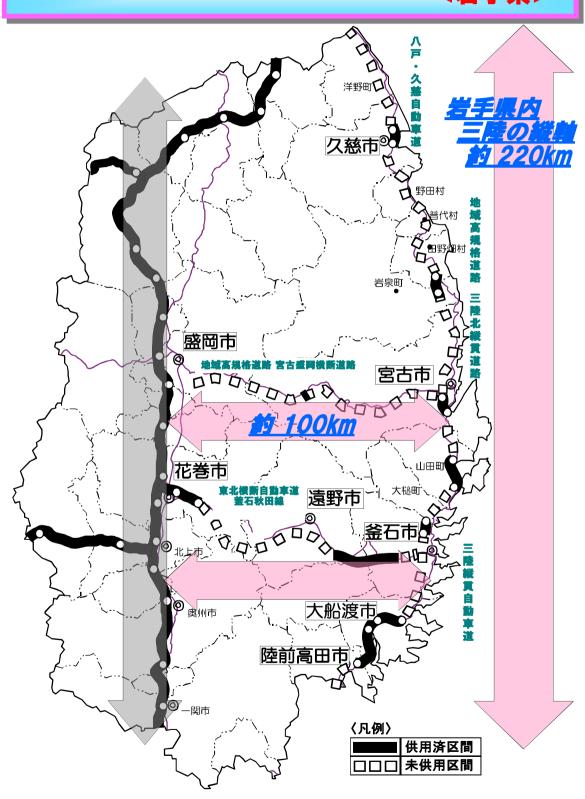
しかし、高規格幹線道路及び地域高規格道路による本県沿岸縦貫軸の整備率は未だ2割、「東北横断自動車道釜石秋田線」の釜石自動車道の整備率は4割弱にとどまる。

〇 復興道路の早期整備と財政支援が必要不可欠

本地域の復興のためには、「三陸縦貫自動車道」などの三陸沿岸の縦 貫軸及び「東北横断自動車道釜石秋田線」などの横断軸の道路ネット ワークの構築が必要不可欠であり、これらの道路を『復興道路』と して位置づけ、

- ① 集中的投資による3年間での重点的な整備、遅くとも 5年以内の全線開通が不可欠。
- ② 事業実施における地元負担への全面的な財政支援が不可欠。

三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から!! <岩手県>



「緊急に提言すべき事項」として提案する項目

岩手県知事 達増 拓也

1 まちづくりに関して		
岩 手 県 の 特 徴 (被害状況等)	 岩手県沿岸部では被災額が資本ストックに占める比率が高い。 岩手県沿岸部における被害額は同沿岸部推定資本ストックの 47.3% 岩手・宮城・福島・茨城の 4 県沿岸部における平均は 17.2% (日本政策投資銀行推計) 沿岸の主な市街地が大規模に被災し、地盤沈下や防潮堤の損壊等で<u>市街地適地が縮小</u> 漁業で生計を立てる小規模な集落がリアス式海岸の入江に数多く点在し、その名人が神災 	
	の多くが被災	
岩手県における 課 題	 被災市街地における安全の確保と早急な復旧 市街地の一部には土地利用に適さない箇所があるなど、大胆な市街地の再編が必要だが、被災により所有者や境界が不明となった土地が存在し、従前の区画整理手法では、権利確定に相当な時間が必要。 被災者の資力が減退しており、新たな土地を取得する資金の確保が困難。 財政基盤が脆弱な自治体における甚大な被害の被災。 漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保 漁船や養殖施設等の被害が甚大で、住宅再建のための資金調達が困難 	
	IMME (Z/EMERC) - MAIN ELYS CO.	
提案事項	 1 被災市街地における安全の確保と早急な復旧 ・被災市街地において、大胆な市街地の再編を可能にするため、被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度が必要。 ・安全な居住地(高台等)への円滑な移転が可能となるよう防災集団移転促進事業の拡充(被災した土地を適切な価格で買い上げる等)が必要 ・安全な住宅地に低廉な家賃等で居住できるようにするため、災害公営住宅への国の支援の強化等が必要。 ・低地においては、避難のため津波に耐性のある堅牢な建築物(避難ビル)を配置するための国の支援が必要。 ・発災時に高台や避難ビルに速やかに避難できるようにするための避難路の確保に対する国の支援が必要。 2 漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保・被災した小規模集落が安全な居住地(高台等)に移転することを可能にす 	

るための<u>防災集団移転促進事業の拡充(戸数用件の緩和等)</u>が必要。

・ 漁業集落の特性から、**作業所を海辺に整備できる制度**が必要。

【提案事項 (制度等イメージ)】

1 市街地整備のための新たな制度の創設等

① 被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設

- ・ 建築制限をしながら**市街地再編を先行して実施**し、権利関係の整理は課税台帳や航空写真 等により事後に行う仕組みの導入
- ・ 補助率を 1/2 から 9/10 にアップ
- ・ 都市計画決定や被災戸数を事業実施の要件としない(住民意見は復興計画作成段階で反映、 小規模市町村でも実施可能な要件緩和)
- ・ 避難路(高台への階段等)の整備を計画的かつ重点的に行うための仕組みの導入

② 住宅確保に向けた対策

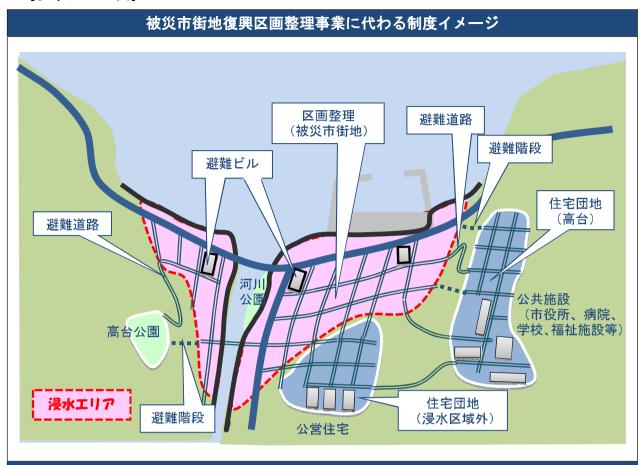
- ・ 低廉な家賃で入居が可能となるよう<u>災害公営住宅</u>の整備に対する**国の全面的な支援(補助 率 3/4 から 9/10 にアップ)**
- ・ 新たな住宅・宅地の提供を速やかに行うための事業実施体制の構築(都市再生機構等の活用)と国による財政的支援
- ・ 被災者向け住宅地を低廉な価格で提供できるような仕組みの構築(**定期借地権利用の場合 の保証金助成**等)

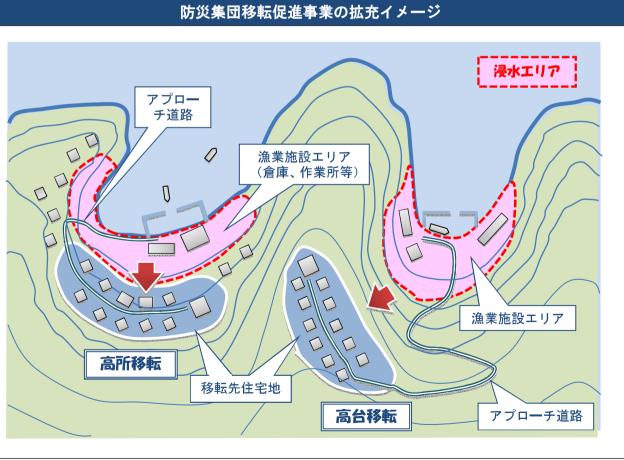
③ 避難ビル建設への支援

・ 避難ビルの構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用に対する国の支援

2 防災集団移転促進事業の拡充

- 被災した**土地の被災前の価格での買い取り**
- 小規模集落対策として**集団移転規模を10戸から5戸に緩和**
- ・ 住宅建設資金の利子補助に加え、元本分 5,000 千円/戸を給付
- ・ 住宅団地から離れた海辺の<u>共同作業所建設費</u>及び住宅団地と共同作業所の<u>連絡道路整備費</u> 等を補助対象とする
- ・ 補助率を 3/4 から 9/10 にアップ





防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 (昭和47年法律第132号) ス キ ー ム 図

〇法制定の背景

昭和47年7月豪雨災害等による被害を契機に議員立法により制定

〇法の趣旨 (第1条)

この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。

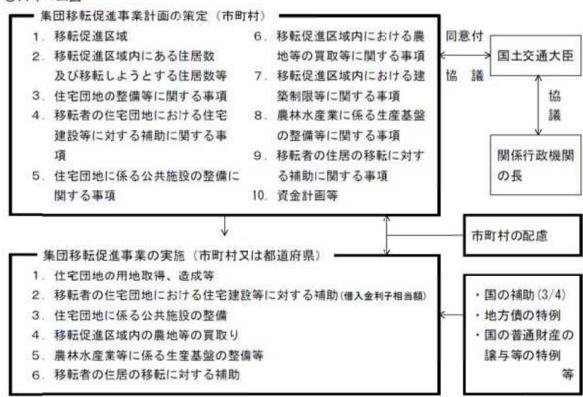
○移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため、国の財政上の特別措置等を講じる。

- ・豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域
- ・建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域

- 移転促進区域 -

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進 することが適当であると認められる区域

〇スキーム図



2 水産業の再生に関して

岩 手 県 の 特 徴 (被 害 状 況 等)	1 岩手県では、海面漁業・養殖業 <u>年間生産額に対する被害額が甚大</u> 岩手県:被害額推計 3,137億円/年間生産額 453億円(約6.9倍) 宮城県:被害額推計 3,764億円/年間生産額 829億円(約4.5倍) 2 漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、 <u>水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態</u> となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。 3 岩手県の漁業者は沿岸漁業や養殖業を主体とする小規模経営体が多く、所管漁協が漁場を管理し、漁業者を指導することにより生産活動が行われている。 4 県下 24漁協(沿海地区)のうち、14漁協の事務所が流失・全壊等の被害を受けたが、早期に漁協機能を回復させ、漁協を核とした漁業、養殖業を構築し、地域ごとに主体性をもった水産業の再生を図ることが適切。
岩手県における課題	 生産基盤の復旧に伴う大きな地元負担 ・ 岩手県沿岸市町村、漁協は、財政基盤がぜい弱であり、一次補正予算では、従来の制度に比べ地元負担の軽減を図るなどの配慮は伺えるものの、漁船、加工施設等の生産基盤のすべてを失った漁業者、漁協、加工業者にとって、これらを新たに整備することで負担が積み上がるため、自助努力では到底復旧が困難な状況。 2 沿岸集落の地域コミュニティの維持 ・ 岩手県沿岸集落の地域コミュニティの多くは、水産業を通じて形成されていることから、水産業の衰退に伴い、地域コミュニティが消滅する恐れ。
提案事項	 1 水産業の再生へ向けた全面的な支援 ・ 岩手県水産業は、漁業と流通・加工業とが車の両輪となって発展してきたことから、これらの一体的な整備による水産業の再生について、国家プロジェクトによる全面的な支援が必要不可欠。 2 漁協を核とした共同利用システム等の構築 ・ 再生に当たっては、地域コミュニティごとに復興を図るべきであり、漁協が核となり、漁船等を一括整備し、組合員が共同利用するシステム等の構築が必要不可欠。



3 津波被害に係る二重債務解消に関して

岩 手 県 の 特 徴 (被害状況等)	1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う 商工業関係の被害額は推計 1, 6 6 1 億円 。 沿岸地区の主要企業の約 7 割が被災(東京商工リサーチ調査)。 2 小売・卸売業等の 商業施設 、水産加工等の 製造業の設備・施設 、ホテル・旅館・民宿等の 宿泊施設 が 壊滅的な状態 となり、沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。 3 沿岸地域の商工業者は中小企業が主体で、経営基盤が脆弱。
岩手県における課題	・被災した資産に係る負債やローンの支払いはそのまま ・新たな借り入れ・返済が困難 ・先の債務と二重負担になり財政的にもまた精神的にも再建にあたっては 大きな支障
提案事項	 1 ファンド設立による企業支援 国、県、金融機関等が出資するファンドの組成 ①被災資産(建物、設備等)に係る既存債務の買取り ②再建に向けた公的融資の不足分に係る資金融資 ③企業再生まで一貫した企業支援 生活支援法等の拡充による個人への生活再建支援 生活支援法等の拡充による個人への生活再建支援 ①被災者生活再建支援金の大幅な拡充 200万円 ⇒ 500万円 ②被災者向け公営賃貸住宅の整備 ③国による住宅ローン買取制度等の導入 3 期待される効果 ○二重債務解消等により企業活動が早期に再開され、雇用の場が復活 ○個人の生活再建が図られ、安心してふるさとで暮らせる環境の整備

津波被害からの再建における二重債務解消に向けた支援策(案)

盟

- 〇津波被害により資産が流失しても既存債務だけが残っている
 - 〇新たな借入れ・返済が困難

翢 S

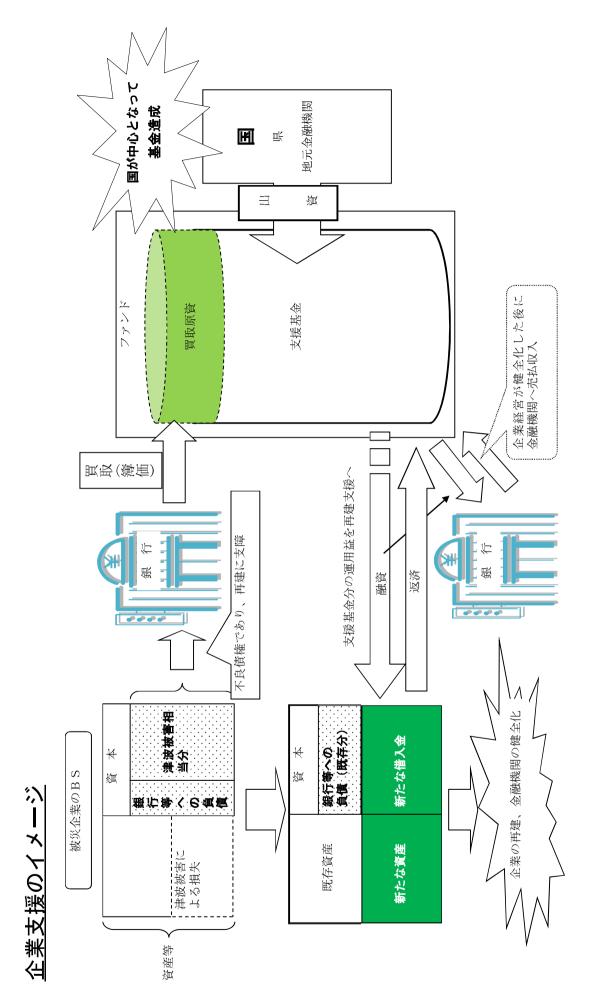
〇既存債務を解消したうえで前向きな企業再建・生活再建が早急に可能 となるよう支援願いたい

ンド設立による企業支援 7

- 金融機関等が出資 するファンドの組成 灬) 回 〇
- 設備等)に係る既存債務 ①被災資産(建物、 の買取り
 - ②公的融資の不足分に係る資金融資 ③企業再生まで一貫した企業支援

支援 による個人再建 度拡充[証

- ◎生活支援法等の拡充による 個人への生活再建支援
- ①被災者生活再建支援金の大幅な拡充 ⇒ 500万円 200万円
- ②被災者向け公営賃貸住宅の整備 ③国による住宅ローンの買取制度などの導入
- 地域経済の再生 安心してふるさとで暮らせる環境の整備 雇用の場の復活、 〇二重債務解消等による**企業活動の早期再開、** 〇個人の生活再建による、
- ※ 生活支援・産業支援等を総合的に行うため、過去の大震災時に設置された「復興基金」を設けることは、今後の検討課題であるが、それらとは異なり、二重債務解消等の目的に特化したファンドを想定。



(例えば、住宅金融支援機構など) が買取制度等を新たに導入して支援 (注)被災した個人の住宅ローンについては、国